

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案
1	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の目的・方針等</p> <p>第2節 計画の性格及び基本方針</p> <p>2 地震防災強化計画</p> <p>(東海地震に関する地震防災対策強化地域)</p> <p>大規模地震対策特別措置法(以下「大震法」という。)第3条第1項に基づき、強化地域として指定された地域は、次の54市町村である。(昭和54年8月7日:新城市指定、平成14年4月24日:58市町村に指定拡大、平成17年4月1日:市町村合併に伴い改めて指定54市町村)</p> <p>名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、東郷町、長久手町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、<u>十四山村</u>、<u>飛島村</u>、<u>弥富町</u>、<u>阿久比町</u>、<u>東浦町</u>、<u>南知多町</u>、<u>美浜町</u>、<u>武豊町</u>、<u>一色町</u>、<u>吉良町</u>、<u>幡豆町</u>、<u>幸田町</u>、<u>額田町</u>、<u>三好町</u>、<u>設楽町</u>、<u>東栄町</u>、<u>津具村</u>、<u>鳳来町</u>、<u>作手村</u>、<u>音羽町</u>、<u>一宮町</u>、<u>小坂井町</u>、<u>御津町</u>、<u>渥美町</u></p>	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の目的・方針等</p> <p>第2節 計画の性格及び基本方針</p> <p>2 地震防災強化計画</p> <p>(東海地震に関する地震防災対策強化地域)</p> <p>大規模地震対策特別措置法(以下「大震法」という。)第3条第1項に基づき、強化地域として指定された地域は、次の47市町村である。(昭和54年8月7日:新城市指定、平成14年4月24日:58市町村に指定拡大、平成18年4月3日:市町村合併に伴い改めて指定47市町村)</p> <p>名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、<u>弥富市</u>、<u>東郷町</u>、<u>長久手町</u>、<u>七宝町</u>、<u>美和町</u>、<u>甚目寺町</u>、<u>大治町</u>、<u>蟹江町</u>、<u>飛島村</u>、<u>阿久比町</u>、<u>東浦町</u>、<u>南知多町</u>、<u>美浜町</u>、<u>武豊町</u>、<u>一色町</u>、<u>吉良町</u>、<u>幡豆町</u>、<u>幸田町</u>、<u>三好町</u>、<u>設楽町</u>、<u>東栄町</u>、<u>音羽町</u>、<u>小坂井町</u>、<u>御津町</u></p>
2	<p>3 東南海・南海地震防災対策推進計画</p> <p>(東南海・南海地震防災対策推進地域)</p> <p>東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定された地域は、次の69市町村である。(平成15年12月17日:78市町村指定、平成17年4月1日:市町村合併に伴い改めて指定69市町村)</p> <p>名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、東郷町、長久手町、<u>西枇杷島町</u>、<u>豊山町</u>、<u>師勝町</u>、<u>西春町</u>、<u>春日町</u>、<u>清洲町</u>、<u>新川町</u>、<u>大口町</u>、<u>扶桑町</u>、<u>七宝町</u>、<u>美和町</u>、<u>甚目寺町</u>、<u>大治町</u>、<u>蟹江町</u>、<u>十四山村</u>、<u>飛島村</u>、<u>弥富町</u>、<u>阿久比町</u>、<u>東浦町</u>、<u>南知多町</u>、<u>美浜町</u>、<u>武豊町</u>、<u>一色町</u>、<u>吉良町</u>、<u>幡豆町</u>、<u>幸田町</u>、<u>額田町</u>、<u>三好町</u>、<u>鳳来町</u>、<u>作手村</u>、<u>音羽町</u>、<u>一宮町</u>、<u>小坂井町</u>、<u>御津町</u>、<u>渥美町</u></p>	<p>3 東南海・南海地震防災対策推進計画</p> <p>(東南海・南海地震防災対策推進地域)</p> <p>東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定された地域は、次の60市町村である。(平成15年12月17日:78市町村指定、平成18年4月3日:市町村合併に伴い改めて指定60市町村)</p> <p>名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、<u>清須市</u>、<u>北名古屋市</u>、<u>弥富市</u>、<u>東郷町</u>、<u>長久手町</u>、<u>豊山町</u>、<u>春日町</u>、<u>大口町</u>、<u>扶桑町</u>、<u>七宝町</u>、<u>美和町</u>、<u>甚目寺町</u>、<u>大治町</u>、<u>蟹江町</u>、<u>飛島村</u>、<u>阿久比町</u>、<u>東浦町</u>、<u>南知多町</u>、<u>美浜町</u>、<u>武豊町</u>、<u>一色町</u>、<u>吉良町</u>、<u>幡豆町</u>、<u>幸田町</u>、<u>三好町</u>、<u>音羽町</u>、<u>小坂井町</u>、<u>御津町</u></p>

頁	現 行	修 正 案
2	(記載なし)	<p>4 地域目標</p> <p><u>中央防災会議では、東海地震、東南海地震等の大規模地震に対して、社会全体が効果的かつ効率的に被害軽減策を講じていくため、達成時期を含めた具体的目標などを定めた地震防災戦略を策定した(平成17年3月30日決定)。</u></p> <p><u>地震防災戦略は、被害想定をもとに人的被害、経済被害の軽減について達成時期を含めた具体的な被害軽減量を示す数値目標である減災目標、減災目標の達成に必要な各事項の達成すべき数値目標等を定める具体目標等から構成される。</u></p> <p><u>このうち、減災目標の達成のためには、地方公共団体の参画と協力が不可欠であることから、関係地方公共団体においては、地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努めるものとされている。</u></p> <p><u>県は、地震防災戦略に沿って、第1編第4章第2節「地震被害の予測」にある東海地震・東南海地震等の被害予測をもとに、県、関係機関、住民等による様々な被害軽減策を実施するための数値目標等を定めた地域目標を別に定めるものとする。</u></p>
4 8	<p>第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 県</p> <p>(23) 防災ヘリコプター、<u>衛星通信車載局</u>を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>東海総合通信局</p> <p>(1) 災害時に備えての電気通信施設(有線通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の<u>統制</u>監理を行う。</p> <p>(2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び<u>非常通信の運用</u>監理を行う。</p> <p>(4) <u>各種非常通信訓練の実施及び指導</u>を行う。</p> <p>(5) 非常通信協議会の<u>育成指導</u>を行う。</p>	<p>第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 県</p> <p>(23) 防災ヘリコプター、<u>災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局</u>を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>東海総合通信局</p> <p>(1) 災害時に備えての電気通信施設(有線<u>電気</u>通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理を行う。</p> <p>(2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び<u>非常の場合の無線通信の監理</u>を行う。</p> <p>(4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関することを行う。</p> <p>(5) 非常通信協議会の<u>運営</u>に関することを行う。</p>

頁	現 行	修 正 案
9	<p>中部地方整備局 (3)応急復旧 (記載なし)</p>	<p>中部地方整備局 (3)応急復旧 <u>ク 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策車両、油回収船、浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。</u></p>
11	<p>5 指定公共機関 <u>日本道路公団</u> (2) 高速自動車国道、伊勢湾岸自動車道(一般有料道路区間)、<u>豊川橋及び中部縦貫自動車道の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</u></p>	<p>5 指定公共機関 <u>中日本高速道路株式会社</u> (2) 高速自動車国道、伊勢湾岸自動車道(一般有料道路区間)の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</p>
12	<p>中部国際空港株式会社 (2) 災害が発生した場合及び東海地震観測情報並びに東海地震注意情報が発表された場合、社員の非常招集を行い、地震災害に備える。</p>	<p>中部国際空港株式会社 (2) <u>東海地震観測情報(安心情報を除く。)</u>が発表された場合は連絡体制の強化を図り、<u>東海地震注意情報が発表された場合及び災害が発生した場合は、</u>社員の非常招集を行い、地震災害に備える。</p>
13	<p>6 指定地方公共機関 愛知県土地改良事業団体連合会 <u>県内の土地改良区の管理するかんがい排水施設の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。</u></p>	<p>6 指定地方公共機関 愛知県土地改良事業団体連合会 土地改良区の管理する<u>農業用施設等</u>の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。</p>
13	<p>名古屋港管理組合、各港湾施設の管理機関 港湾施設等(水門、閘門、護岸、堤防、防潮壁、貯木場等)の災害予防・応急復旧のための措置をとる。</p>	<p>名古屋港管理組合、各港湾施設の管理機関 港湾施設等(水門、閘門、護岸、堤防、防潮壁、貯木場等)の<u>維持管理を行うとともに、災害予防・応急復旧のための措置を行う。</u></p>
14	<p>第3節 県民等の基本的責務 「自らの身の安全は自ら守る」が、防災の基本であり、すべての県民、事業者、団体が、防災に関するこの基本的責務を有する。</p>	<p>第3節 県民等の基本的責務 「自らの身の安全は自ら守る」が、防災の基本であり、すべての県民、事業者、団体が、防災に関するこの基本的責務を有する。 <u>特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。</u></p>

頁	現 行	修 正 案
14	<p>第2 事業者の責務</p> <p>事業者は、災害時の企業の果たす役割(従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献)を十分認識し、各事業所において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど、<u>防災活動の推進に努めなければならない。</u></p>	<p>第2 事業者の責務</p> <p>事業者は、災害時の事業者の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分認識し、各事業者において<u>災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、</u>防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの<u>防災活動の推進に努めるものとする。</u></p>
29	<p>第2編 災害予防</p> <p>第2章 都市の防災化</p> <p>第2節 対策</p> <p>2 防災空間の整備拡大</p> <p>(3) 都市公園の整備</p> <p>(略)</p> <p>これまで、国の整備計画に基づき、名古屋市を始め69市町村において<u>3,882か所、4,700.63ha</u>の都市公園を供用してきた(平成16年3月末現在)。特に今後は、震災時の避難場所、避難路、防災活動拠点として機能するよう、<u>愛知青少年公園</u>を始め、県内の都市公園(防災公園)の整備を積極的に推進していく。</p>	<p>第2編 災害予防</p> <p>第2章 都市の防災化</p> <p>第2節 対策</p> <p>2 防災空間の整備拡大</p> <p>(3) 都市公園の整備</p> <p>(略)</p> <p>これまで、国の整備計画に基づき、名古屋市を始め69市町村において<u>3,945か所、4,784.91ha</u>の都市公園を供用してきた(平成17年3月末現在)。特に今後は、震災時の避難場所、避難路、防災活動拠点として機能するよう、<u>愛・地球博記念公園</u>を始め、県内の都市公園(防災公園)の整備を積極的に推進していく。</p>
31	<p>第3章 地盤災害の予防</p> <p>第2節 対策</p> <p>4 土砂災害の防止</p> <p>土砂災害危険箇所等に関する措置</p> <p>(略)</p> <p>・土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害のおそれのある箇所について、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により危険箇所を選定し、その箇所を公表、周知するものとする。また、<u>必要な箇所の法指定を推進し、土砂災害防止施設の整備、法に基づく行為規制の適切な実施など災害予防上必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>第3章 地盤災害の予防</p> <p>第2節 対策</p> <p>4 土砂災害の防止</p> <p>土砂災害危険箇所に関する措置</p> <p>(略)</p> <p>・土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害のおそれのある箇所について、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により危険箇所を選定し、その箇所を公表、周知するものとする。また、<u>土砂災害危険箇所のうち、優先度の高い箇所から順次土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害防止施設の整備など災害予防上必要な措置を講ずるものとする。</u></p>

頁	現 行	修 正 案
32	<p>(2) 急傾斜地崩壊危険区域 (略) 県内には、急傾斜地崩壊危険箇所が7,178か所(うち人家が5戸以上(人家5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む。)ある箇所が2,910か所)あり、そのうち534か所を急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づき「急傾斜地崩壊危険区域」に指定している(平成17年1月1日現在)。</p> <p>(3) 地すべり防止区域 (略)(平成17年1月1日現在)。</p> <p>(4) 土石流危険渓流 (略)(平成17年1月1日現在)。</p>	<p>(2) 急傾斜地崩壊危険区域 (略) 県内には、急傾斜地崩壊危険箇所が7,178か所(うち人家が5戸以上(人家5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む。)ある箇所が2,910か所)あり、そのうち540か所を急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づき「急傾斜地崩壊危険区域」に指定している(平成18年1月1日現在)。</p> <p>(3) 地すべり防止区域 (略)(平成18年1月1日現在)。</p> <p>(4) 土石流危険渓流 (略)(平成18年1月1日現在)。</p>
35	<p>第4章 公共施設の安全確保 第2節 道路施設 2 対策 (1) 道路・橋りょう等の整備 ア 災害に強い道路ネットワークの整備 (略) さらに、必要な代替ルート確保が可能となるよう第二東名・名神高速道路、東海環状自動車道等の高規格幹線道路および名濃道路、衣浦豊田道路といった地域高規格道路等の整備を推進するとともに、新交通軸(伊勢湾口道路)実現に向けた調査を推進する。</p>	<p>第4章 公共施設の安全確保 第2節 道路施設 2 対策 (1) 道路・橋りょう等の整備 ア 災害に強い道路ネットワークの整備 (略) さらに、必要な代替ルート確保が可能となるよう第二東名・名神高速道路等の高規格幹線道路および名濃道路といった地域高規格道路等の整備を推進するとともに、新交通軸(伊勢湾口道路)実現に向けた調査を推進する。</p>

頁	現 行	修 正 案																																																
37	<p>愛知県緊急輸送道路(既設及び計画分) (表中)</p> <table border="1" data-bbox="304 304 958 738"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="304 304 613 387">種別 \ 管理区分</th> <th data-bbox="613 304 784 387">日本 道路公団</th> <th data-bbox="784 304 958 387">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="304 387 360 560" rowspan="3">第 一 次</td> <td data-bbox="360 387 613 443">高速自動車国道</td> <td data-bbox="613 387 784 443">272.9</td> <td data-bbox="784 387 958 443">272.9</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 443 613 499">一 般 国 道</td> <td data-bbox="613 443 784 499">39.4</td> <td data-bbox="784 443 958 499">723.9</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 499 613 560">計</td> <td data-bbox="613 499 784 560">312.3</td> <td data-bbox="784 499 958 560">1,283.3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 560 360 738" rowspan="3">合 計</td> <td data-bbox="360 560 613 616">高速自動車国道</td> <td data-bbox="613 560 784 616">272.9</td> <td data-bbox="784 560 958 616">272.9</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 616 613 671">一 般 国 道</td> <td data-bbox="613 616 784 671">39.4</td> <td data-bbox="784 616 958 671">1,282.4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 671 613 738">計</td> <td data-bbox="613 671 784 738">312.3</td> <td data-bbox="784 671 958 738">2,854.8</td> </tr> </tbody> </table>	種別 \ 管理区分		日本 道路公団	合 計	第 一 次	高速自動車国道	272.9	272.9	一 般 国 道	39.4	723.9	計	312.3	1,283.3	合 計	高速自動車国道	272.9	272.9	一 般 国 道	39.4	1,282.4	計	312.3	2,854.8	<p>愛知県緊急輸送道路(既設及び計画分) (表中)</p> <table border="1" data-bbox="1292 304 1926 738"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1292 304 1592 387">種別 \ 管理区分</th> <th data-bbox="1592 304 1762 387">中日本高 速道路(株)</th> <th data-bbox="1762 304 1926 387">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1292 387 1348 560" rowspan="3">第 一 次</td> <td data-bbox="1348 387 1592 443">高速自動車国道</td> <td data-bbox="1592 387 1762 443">206.5</td> <td data-bbox="1762 387 1926 443">206.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1348 443 1592 499">一 般 国 道</td> <td data-bbox="1592 443 1762 499">36.6</td> <td data-bbox="1762 443 1926 499">721.1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1348 499 1592 560">計</td> <td data-bbox="1592 499 1762 560">243.1</td> <td data-bbox="1762 499 1926 560">1,214.1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1292 560 1348 738" rowspan="3">合 計</td> <td data-bbox="1348 560 1592 616">高速自動車国道</td> <td data-bbox="1592 560 1762 616">206.5</td> <td data-bbox="1762 560 1926 616">206.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1348 616 1592 671">一 般 国 道</td> <td data-bbox="1592 616 1762 671">36.6</td> <td data-bbox="1762 616 1926 671">1,279.6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1348 671 1592 738">計</td> <td data-bbox="1592 671 1762 738">243.1</td> <td data-bbox="1762 671 1926 738">2,785.6</td> </tr> </tbody> </table>	種別 \ 管理区分		中日本高 速道路(株)	合 計	第 一 次	高速自動車国道	206.5	206.5	一 般 国 道	36.6	721.1	計	243.1	1,214.1	合 計	高速自動車国道	206.5	206.5	一 般 国 道	36.6	1,279.6	計	243.1	2,785.6
種別 \ 管理区分		日本 道路公団	合 計																																															
第 一 次	高速自動車国道	272.9	272.9																																															
	一 般 国 道	39.4	723.9																																															
	計	312.3	1,283.3																																															
合 計	高速自動車国道	272.9	272.9																																															
	一 般 国 道	39.4	1,282.4																																															
	計	312.3	2,854.8																																															
種別 \ 管理区分		中日本高 速道路(株)	合 計																																															
第 一 次	高速自動車国道	206.5	206.5																																															
	一 般 国 道	36.6	721.1																																															
	計	243.1	1,214.1																																															
合 計	高速自動車国道	206.5	206.5																																															
	一 般 国 道	36.6	1,279.6																																															
	計	243.1	2,785.6																																															
44	<p>第4節 海岸・河川・港湾漁港・空港 2 対策 (3) 港湾漁港 ア 耐震強化岸壁の整備 (略) 緊急物資等輸送のための耐震強化岸壁については、名古屋港 3 バース、衣浦港 1 バース、三河港 8 バース、一色漁港 2 バースが既に完成している。さらに、名古屋港に 3 バース、衣浦港に 2 バースを計画中である。また、耐震強化コンテナバースについては、名古屋港に 1 バースが平成 13 年 4 月に供用を開始し、さらに 3 バースを計画中である。</p>	<p>第4節 海岸・河川・港湾漁港・空港 2 対策 (3) 港湾漁港 ア 耐震強化岸壁の整備 (略) 緊急物資等輸送のための耐震強化岸壁については、名古屋港 3 バース、衣浦港 1 バース、三河港 8 バース、一色漁港 2 バースが既に完成している。さらに、名古屋港に 3 バース計画中であり、衣浦港では 1 バースが計画中、1 バースが整備中である。また、耐震強化コンテナバースについては、名古屋港に 2 バースが供用されており、さらに 2 バースを計画中である。</p>																																																

頁	現 行	修 正 案
51 52	<p>第11節 通信施設</p> <p>1 基本方針</p> <p>東海地震のような予知・海洋型大地震はもとより、阪神・淡路大震災のような内陸直下型の大規模災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施の上からも極めて重要な問題であり、防災関係機関は電気通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に全力を挙げて取り組む必要がある。また、各種通信施設を活用した複数の通信手段を構築し、通信回線相互の適切な補完を図ることとする。</p> <p>2 対策</p> <p>(1)電気通信</p> <p>ア 西日本電信電話株式会社</p> <p>(カ)長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従来の震度6に耐えうる蓄電池、発電装置系の耐震対策を震度7に強化 	<p>第11節 通信施設</p> <p>1 基本方針</p> <p>東海地震のような予知・海洋型大地震はもとより、阪神・淡路大震災のような内陸直下型の大規模災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施の上からも極めて重要な問題であり、防災関係機関は電気通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に全力を挙げて取り組む必要がある。また、各種通信施設を活用した複数の通信手段を構築し、通信回線相互の適切な補完を図るとともに、平常時より無線設備の総点検を定期的実施するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある場所へ設置する。</p> <p>2 対策</p> <p>(1)電気通信</p> <p>ア 西日本電信電話株式会社</p> <p>(カ) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 蓄電池、発電装置系の耐震対策を強化
58	<p>第5章 建築物の耐震推進</p> <p>第2節 対策</p> <p>1 耐震改修促進計画</p> <p>(略)</p> <p>さらに、この法律を踏まえ、平成9年度に診断・改修の基本方針等を定めた「耐震改修促進計画」を、また平成10年度には建築物地震対策推進地区の設定など「耐震改修促進実施計画」を策定しており、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。</p>	<p>第5章 建築物の耐震推進</p> <p>第2節 対策</p> <p>1 耐震改修促進計画</p> <p>(略)</p> <p>さらに、この法律に定める「耐震改修促進計画」を策定して、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。</p>

頁	現 行	修 正 案
58	<p>2 公共建築物の耐震性の確保・向上</p> <p>(1) 防災上重要な建築物の耐震性の確保 (略)</p> <p>県は、これらの対策活動を円滑に進めるため、次の県有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保を図り、災害時の施設機能停止・低下の回避に努めるものとする。</p>	<p>2 公共建築物の耐震性の確保・向上</p> <p>(1) 防災上重要な建築物の耐震性の確保 (略)</p> <p>県は、これらの対策活動を円滑に進めるため、次の県有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的に実施し、災害時の施設機能停止・低下の回避に努めるものとする。</p>
59	<p>(2) その他の県有建築物の耐震性の確認</p> <p>ア 既設県営住宅等の耐震レベルの調査</p> <p>イ 既設県営住宅等の耐震改修の推進</p>	<p>(2) その他の県有建築物の耐震性の確認</p> <p>ア <u>その他の県有建築物の耐震レベルの調査</u></p> <p>イ <u>その他の県有建築物の耐震改修</u></p>
60	<p>3 一般建築物の耐震性の向上促進</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 愛知県建築物地震対策推進協議会における取り組み</p> <p>平成 10 年設置の愛知県建築物震後対策推進協議会の活動内容を拡大しつつ改組した愛知県建築物地震対策推進協議会において、県、市町村及び建築関係団体は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前対策等の推進に努める。</p>	<p>3 一般建築物の耐震性の向上促進</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 愛知県建築物地震対策推進協議会等における取り組み</p> <p>平成 10 年設置の愛知県建築物震後対策推進協議会の活動内容を拡大しつつ改組した愛知県建築物地震対策推進協議会において、県、市町村及び建築関係団体は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前対策等の推進に努め、また、<u>愛知建築地震災害軽減システム研究協議会においては、有機的に災害軽減システムの研究を推進し、その研究成果を広く普及する。</u></p>
61	<p>(7) ~ (8) (略)</p> <p>4 都市建築物の防災対策</p> <p>(3) 窓ガラス等外装材落下防止対策 (略)</p> <p>また、最近既設建築物の外壁仕上材の落下事故が平常時においても多発していることから、県内の3 階建以上の建物及び既設県有施設の調査等を実施し、外壁仕上材落下防止対策の推進に努めていく。</p>	<p>(7) ~ (8) (略)</p> <p>4 都市建築物の防災対策</p> <p>(3) 窓ガラス等外装材落下防止対策 (略)</p> <p>また、最近既設建築物の外壁仕上材の落下事故が平常時においても多発していることから、県内の<u>商業地域内等で3階建以上の建物を定期的に調査し、外壁仕上材落下防止対策の推進に努めていく。</u></p>

頁	現 行	修 正 案
62	<p>第6章 危険性物質の防災 第1節 危険物施設防災計画 2 対策 (2) 大規模タンクの耐震性の強化 容量 1,000kl以上の特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた「<u>新基準</u>」に適合していないタンクについては、必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努める。</p>	<p>第6章 危険性物質の防災 第1節 危険物施設防災計画 2 対策 (2) 大規模タンクの耐震性の強化 容量 1,000kl以上の特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた<u>耐震性に関する基準に適合するよう</u>、必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努める。</p>
66	<p>第8章 火災予防対策 第2節 対策 1 火災予防対策に関する指導 (1) 火災予防の徹底 エ 危険物等の保安確保の指導 (略) なお、各市町村の火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。</p>	<p>第8章 火災予防対策 第2節 対策 1 火災予防対策に関する指導 (1) 火災予防の徹底 エ 危険物等の保安確保の指導 (略) なお、各市町村の火災予防条例に規定されている少量危険物、<u>指定可燃物等</u>の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。</p>
68	<p>第9章 津波予防 第2節 対策 1 津波危険地域等の指定 (関係市町村) ア 海岸線を有する市町村 名古屋市、豊橋市、半田市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、飛島村、<u>弥富町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、御津町、渥美町</u></p>	<p>第9章 津波予防 第2節 対策 1 津波危険地域等の指定 (関係市町村) ア 海岸線を有する市町村 名古屋市、豊橋市、半田市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、<u>弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、御津町</u></p>

頁	現 行	修 正 案
68	<p>2 津波防災体制の充実</p> <p>県及び関係市町村は、想定される津波等に対して、あらかじめ計画を策定する。</p> <p>関係市町村は、津波危険地域及び堤防・護岸施設外の区域などにおける、住民、観光客、漁船等の安全を確保するため、津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や津波危険地域の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画などを具体的に定めておくものとする。</p> <p>特に、避難誘導計画の策定にあたっては、避難対象地区を市町村地域防災計画に明示するとともに、住民や自主防災組織の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所や避難経路を指定するなど避難方法を具体的に示すものとする。場合によっては、耐震性を有する民間建物を避難場所として指定する。</p>	<p>2 津波防災体制の充実</p> <p>県及び関係市町村は、想定される津波等に対して、あらかじめ計画を策定する。</p> <p>関係市町村は、津波危険地域及び堤防・護岸施設外の区域などにおける、住民、観光客、漁船等の安全を確保するため、津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や津波危険地域の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画、津波ハザードマップなどを具体的に策定する。</p> <p>特に、避難誘導計画の策定にあたっては、避難対象地区を市町村地域防災計画に明示し、また、住民や自主防災組織の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所や避難経路を指定するなど避難方法を具体的に示すとともに<u>統一的な図記号等</u>を利用したわかりやすい案内板等を設置し、日頃から周知する。場合によっては、耐震性を有する高層建物や民間建物などいわゆる津波避難ビル等の整備・指定を進める。</p> <p>さらに、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者(以下、「災害時要援護者」という。)を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備に努める。</p>
68	<p>3 津波防災知識の普及</p> <p>一般及び船舶に対しては、次の内容の心得を普及啓発するとともに、関係市町村にあつては、地域の実情に応じて外からの観光客等を含めた津波危険地域の周知や第 2 編第 15 章の防災訓練として津波を想定した情報伝達、避難訓練を実施するなど、特に津波防災知識の普及に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>3 津波防災知識の普及</p> <p>一般及び船舶に対しては、津波警報・避難指示等の意味を周知するとともに、次の内容の心得を普及啓発する。また、関係市町村にあつては、地域の実情に応じて外からの観光客等を含めた津波危険地域の周知や第 2 編第 15 章の防災訓練として津波を想定した情報伝達、避難訓練を実施するなど、特に津波防災知識の普及に努める。</p> <p>(略)</p>
69	<p>4 津波防災事業の推進</p> <p>海岸保全事業を始めとする各種津波予防施設等の整備は、第 2 編第 4 章公共施設の安全確保として定められるところであるが、このほか津波防災に当たって関係市町村は、避難対象人口の規模に応じた避難場所や避難路の整備を図るほか、沿岸地域の<u>老朽建築物の改修、建て替えや重要施設の高地移転</u>などによる津波に強いまちづくりの推進にも努めるものとする。</p>	<p>4 津波防災事業の推進</p> <p>海岸保全事業を始めとする各種津波予防施設等の整備は、第 2 編第 4 章公共施設の安全確保として定められるところであるが、このほか津波防災に当たって関係市町村は、避難対象人口の規模に応じた避難場所や避難路の整備を図るほか、沿岸地域の<u>防災拠点や情報基盤の整備、改修、重要施設の高地移転</u>などによる津波に強いまちづくりの推進にも努めるものとする。</p>

頁	現 行	修 正 案
74	<p>5 愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用</p> <p>県は、大規模な災害が発生し、応急対策に必要な人員が不足した場合に備え、あらかじめ被災地に救援の手を差し延べる意思のあるグループを募集して愛知県防災ボランティアグループとして登録し、災害発生に伴う情報収集員が不足したときに無線ボランティアの協力を得るほか、被災地における輸送・一般作業の協力を得ることとする。</p> <p><u>また、県は、県の負担において同グループ活動員を被保険者としてボランティア保険に加入させることとする。</u></p>	<p>5 愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用</p> <p>県は、大規模な災害が発生し、応急対策に必要な人員が不足した場合に備え、あらかじめ被災地に救援の手を差し延べる意思のあるグループを募集して愛知県防災ボランティアグループとして登録し、災害発生に伴う情報収集員が不足したときに無線ボランティアの協力を得るほか、被災地における輸送・一般作業の協力を得ることとする。</p>
75	<p>第12章 広域応援体制の整備</p> <p>第2節 対策</p> <p>3 救援隊等による協力</p> <p>(2) 緊急消防援助隊</p> <p>県及び市町村は、<u>大規模災害の発生時に消防庁長官の判断に基づき、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊について、消防活動能力の向上に努めるものとする。</u></p>	<p>第12章 広域応援体制の整備</p> <p>第2節 対策</p> <p>3 救援隊等による協力</p> <p>(2) 緊急消防援助隊</p> <p>県及び市町村は、<u>緊急消防援助隊について、その充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上に努めるものとする。</u></p>
77	<p>第13章 避難対策</p> <p>第2節 対策</p> <p>1 避難場所の確保</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(記載なし)</p>	<p>第13章 避難対策</p> <p>第2節 対策</p> <p>1 避難場所の確保</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) <u>一時避難場所の確保</u></p> <p><u>市町村は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド(校庭を含む)、公共空地等を一時避難場所として確保する。</u></p> <p><u>なお、避難民1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。</u></p>

頁	現 行	修 正 案
78	<p>2 避難所の整備</p> <p>(5) 避難所が備えるべき設備</p> <p>緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>2 避難所の整備</p> <p>(5) 避難所が備えるべき設備</p> <p><u>避難所にテント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</u></p> <p>また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等の備え付け、利用できるよう整備しておくよう努める。</p> <p>(略)</p>
79	<p>4 避難に関する広報</p> <p>市町村及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所や災害危険地域を明示した防災マップや広報誌・PR紙等を活用して広報活動を実施するものとする。</p> <p>(1) 避難場所等の広報</p> <p>避難場所の指定を行った市町村は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>ア 避難場所の名称</p> <p>イ 避難場所の所在位置</p> <p>エ 避難場所への経路</p>	<p>4 避難に関する広報</p> <p>市町村及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、<u>避難所</u>、災害危険地域等を明示した防災マップや広報誌・PR紙等を活用して広報活動を実施するものとする。</p> <p>(1) 避難場所等の広報</p> <p>避難場所や<u>避難所</u>の指定を行った市町村は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>ア 避難場所、<u>避難所</u>の名称</p> <p>イ 避難場所、<u>避難所</u>の所在位置</p> <p>エ 避難場所、<u>避難所</u>への経路</p>
79	<p>5 市町村等の避難計画</p> <p>ア 市町村の避難計画</p> <p>(イ) 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p>(ウ) 避難場所への経路及び誘導方法</p> <p>(エ) 避難場所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 避難所の管理に関する事項</p> <p>(略)</p>	<p>5 市町村等の避難計画</p> <p>ア 市町村の避難計画</p> <p>(イ) 避難場所、<u>避難所</u>の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p>(ウ) 避難場所、<u>避難所</u>への経路及び誘導方法</p> <p>(エ) 避難場所、<u>避難所</u>開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>(オ) <u>避難場所、避難所</u>の管理に関する事項</p> <p>(略)</p>

頁	現 行	修 正 案
81	<p>第14章 防災施設等の整備 第2節 対策 1 防災施設及び災害対策用資機材の整備 (記載なし)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p>	<p>第14章 防災施設等の整備 第2節 対策 1 防災施設及び災害対策用資機材の整備 <u>(1) 防災用拠点施設の整備促進</u> 県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。とくに、<u>防災上重要な施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。</u></p> <p>(2) ~ (4) (略)</p>
84	<p>第15章 防災訓練及び防災意識の向上 第1節 基本方針 地震災害を最小限に食い止めるには、県・市町村等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、県及び市町村は、防災訓練、教育、広報、県民相談等を通じて防災意識の向上を図る。</p>	<p>第15章 防災訓練及び防災意識の向上 第1節 基本方針 地震災害を最小限に食い止めるには、県・市町村等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、県及び市町村は、防災訓練、教育、広報、県民相談等を通じて防災意識の向上を図る。 <u>なお、その際には災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</u></p>
84	<p>第2節 対策 1 防災訓練の実施 (1) 総合防災訓練 県は、国や市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、住民等の協力のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。</p>	<p>第2節 対策 1 防災訓練の実施 (1) 総合防災訓練 県は、国や市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、<u>ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた</u>住民等の協力のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。</p>
86	<p>2 防災のための意識啓発 (2) 県及び市町村は、次の事項に留意し、事に臨んで県民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。 (略)</p>	<p>2 防災のための意識啓発 (2) 県及び市町村は、<u>地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、</u>次の事項に留意し、事に臨んで県民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。 (略)</p>

頁	現 行	修 正 案																																																																																																																																																																																						
89	<p>第16章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 第2節 地震対策緊急整備事業計画 第3 地震対策緊急整備事業計画(昭和55～平成16年度)</p> <p>昭和55年12月23日 内閣総理大臣承認 昭和57年8月6日 内閣総理大臣変更承認 昭和60年7月9日 内閣総理大臣変更承認 平成2年8月21日 内閣総理大臣変更承認 平成8年3月29日 内閣総理大臣変更承認 平成13年3月30日 内閣総理大臣変更承認 平成15年3月31日 内閣総理大臣変更承認 平成16年5月20日 内閣総理大臣変更承認</p> <table border="1" data-bbox="593 367 1137 1021"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th> <th>事業の種類</th> <th>事業の規模等</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難地</td> <td>避難地</td> <td>公園28箇所</td> <td>31,389</td> </tr> <tr> <td>消防用施設</td> <td>消防用施設</td> <td>耐震性貯水槽、防火水槽等</td> <td>8,379</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">緊急輸送道路</td> <td rowspan="2">改築</td> <td>主要地方道豊橋鳳来線、一般国道151号、一般国道257号始め22路線・31箇所</td> <td>37,489</td> </tr> <tr> <td>橋梁</td> <td>一般国道155号始め7路線・10箇所</td> <td>3,180</td> </tr> <tr> <td>災害防除</td> <td>一般国道151号始め2路線・10箇所</td> <td>268</td> </tr> <tr> <td>緊急輸送港湾</td> <td>緊急輸送港湾</td> <td>耐震強化岸壁2港湾2バース408m</td> <td>10,200</td> </tr> <tr> <td>通信施設</td> <td>通信施設</td> <td>防災行政無線(移動系)1局</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>公的医療機関</td> <td>非木造改築</td> <td>市民病院2箇所</td> <td>509</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">社会福祉施設</td> <td>木造改築</td> <td>6箇所</td> <td>614</td> </tr> <tr> <td>非木造改築</td> <td>7箇所</td> <td>4,343</td> </tr> <tr> <td>非木造補強</td> <td>15箇所</td> <td>242</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">公立小・中学校</td> <td>木造改築</td> <td>13校、総面積20,792㎡</td> <td>2,525</td> </tr> <tr> <td>非木造改築</td> <td>25校、総面積59,436㎡</td> <td>8,549</td> </tr> <tr> <td>非木造補強</td> <td>355校、総面積692,753㎡</td> <td>12,033</td> </tr> <tr> <td>河川管理施設</td> <td>河川管理施設</td> <td>2河川、520m</td> <td>525</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">海岸保全施設</td> <td>農林水産省分</td> <td>衣浦港海岸等700m</td> <td>548</td> </tr> <tr> <td>水産庁分</td> <td>一色漁港海岸等640m、水閘門15基</td> <td>630</td> </tr> <tr> <td>国土交通省分</td> <td>衣浦港海岸等2,343m、水閘門4基</td> <td>3,538</td> </tr> <tr> <td>砂防設備</td> <td>砂防</td> <td>12箇所</td> <td>2,086</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保安施設</td> <td>予防治山</td> <td>40箇所</td> <td>1,604</td> </tr> <tr> <td>復旧治山</td> <td>2箇所</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊防止施設</td> <td>急傾斜地崩壊対策</td> <td>8箇所</td> <td>691</td> </tr> <tr> <td>ため池</td> <td>ため池整備</td> <td>改修33箇所</td> <td>1,167</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合 計</td> <td></td> <td>130,566</td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	事業の種類	事業の規模等	事業費	避難地	避難地	公園28箇所	31,389	消防用施設	消防用施設	耐震性貯水槽、防火水槽等	8,379	緊急輸送道路	改築	主要地方道豊橋鳳来線、一般国道151号、一般国道257号始め22路線・31箇所	37,489	橋梁	一般国道155号始め7路線・10箇所	3,180	災害防除	一般国道151号始め2路線・10箇所	268	緊急輸送港湾	緊急輸送港湾	耐震強化岸壁2港湾2バース408m	10,200	通信施設	通信施設	防災行政無線(移動系)1局	26	公的医療機関	非木造改築	市民病院2箇所	509	社会福祉施設	木造改築	6箇所	614	非木造改築	7箇所	4,343	非木造補強	15箇所	242	公立小・中学校	木造改築	13校、総面積20,792㎡	2,525	非木造改築	25校、総面積59,436㎡	8,549	非木造補強	355校、総面積692,753㎡	12,033	河川管理施設	河川管理施設	2河川、520m	525	海岸保全施設	農林水産省分	衣浦港海岸等700m	548	水産庁分	一色漁港海岸等640m、水閘門15基	630	国土交通省分	衣浦港海岸等2,343m、水閘門4基	3,538	砂防設備	砂防	12箇所	2,086	保安施設	予防治山	40箇所	1,604	復旧治山	2箇所	31	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地崩壊対策	8箇所	691	ため池	ため池整備	改修33箇所	1,167		合 計		130,566	<p>第16章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 第2節 地震対策緊急整備事業計画 第3 地震対策緊急整備事業計画(昭和55～平成21年度)</p> <p>(削除)</p> <p>平成18年3月30日内閣総理大臣変更承認 (百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1317 399 2042 1136"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th> <th>事業の種類</th> <th>事業の規模等</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難地</td> <td>避難地</td> <td>公園43箇所</td> <td>37,972</td> </tr> <tr> <td>消防用施設</td> <td>消防用施設</td> <td>耐震性貯水槽、防火水槽等948施設</td> <td>17,736</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">緊急輸送道路</td> <td rowspan="2">改築</td> <td>主要地方道豊橋鳳来線、一般国道151号、一般国道257号始め19路線・30箇所</td> <td>79,791</td> </tr> <tr> <td>橋梁</td> <td>一般国道155号始め8路線・50箇所</td> <td>5,513</td> </tr> <tr> <td>災害防除</td> <td>一般国道151号始め2路線・5箇所</td> <td>152</td> </tr> <tr> <td>緊急輸送港湾</td> <td>緊急輸送港湾</td> <td>耐震強化岸壁2港湾3バース985m</td> <td>39,041</td> </tr> <tr> <td>通信施設</td> <td>通信施設</td> <td>防災行政無線(移動系)等3局</td> <td>668</td> </tr> <tr> <td>公的医療機関</td> <td>非木造改築</td> <td>6箇所</td> <td>34,122</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">社会福祉施設</td> <td>木造改築</td> <td>7箇所</td> <td>737</td> </tr> <tr> <td>非木造改築</td> <td>10箇所</td> <td>5,551</td> </tr> <tr> <td>非木造補強</td> <td>98箇所</td> <td>1,531</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">公立小・中学校</td> <td>木造改築</td> <td>26校、総面積26,936㎡</td> <td>3,440</td> </tr> <tr> <td>非木造改築</td> <td>56校、総面積126,487㎡</td> <td>19,518</td> </tr> <tr> <td>非木造補強</td> <td>647校、総面積2,129,110㎡</td> <td>34,354</td> </tr> <tr> <td>河川管理施設</td> <td>河川管理施設</td> <td>2河川、2,860m</td> <td>2,696</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">海岸保全施設</td> <td>農林水産省分</td> <td>衣浦港海岸等2,125m</td> <td>2,530</td> </tr> <tr> <td>水産庁分</td> <td>一色漁港海岸等3,080m、水閘門47基</td> <td>4,406</td> </tr> <tr> <td>国土交通省分</td> <td>衣浦港海岸等9,473m、水閘門57基</td> <td>16,238</td> </tr> <tr> <td>砂防設備</td> <td>砂防</td> <td>27箇所</td> <td>7,189</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保安施設</td> <td>予防治山</td> <td>120箇所</td> <td>3,387</td> </tr> <tr> <td>復旧治山</td> <td>2箇所</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊防止施設</td> <td>急傾斜地崩壊対策</td> <td>11箇所</td> <td>1,620</td> </tr> <tr> <td>ため池</td> <td>ため池整備</td> <td>改修43箇所</td> <td>3,152</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合 計</td> <td></td> <td>321,375</td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	事業の種類	事業の規模等	事業費	避難地	避難地	公園43箇所	37,972	消防用施設	消防用施設	耐震性貯水槽、防火水槽等948施設	17,736	緊急輸送道路	改築	主要地方道豊橋鳳来線、一般国道151号、一般国道257号始め19路線・30箇所	79,791	橋梁	一般国道155号始め8路線・50箇所	5,513	災害防除	一般国道151号始め2路線・5箇所	152	緊急輸送港湾	緊急輸送港湾	耐震強化岸壁2港湾3バース985m	39,041	通信施設	通信施設	防災行政無線(移動系)等3局	668	公的医療機関	非木造改築	6箇所	34,122	社会福祉施設	木造改築	7箇所	737	非木造改築	10箇所	5,551	非木造補強	98箇所	1,531	公立小・中学校	木造改築	26校、総面積26,936㎡	3,440	非木造改築	56校、総面積126,487㎡	19,518	非木造補強	647校、総面積2,129,110㎡	34,354	河川管理施設	河川管理施設	2河川、2,860m	2,696	海岸保全施設	農林水産省分	衣浦港海岸等2,125m	2,530	水産庁分	一色漁港海岸等3,080m、水閘門47基	4,406	国土交通省分	衣浦港海岸等9,473m、水閘門57基	16,238	砂防設備	砂防	27箇所	7,189	保安施設	予防治山	120箇所	3,387	復旧治山	2箇所	31	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地崩壊対策	11箇所	1,620	ため池	ため池整備	改修43箇所	3,152		合 計		321,375
事業の種類	事業の種類	事業の規模等	事業費																																																																																																																																																																																					
避難地	避難地	公園28箇所	31,389																																																																																																																																																																																					
消防用施設	消防用施設	耐震性貯水槽、防火水槽等	8,379																																																																																																																																																																																					
緊急輸送道路	改築	主要地方道豊橋鳳来線、一般国道151号、一般国道257号始め22路線・31箇所	37,489																																																																																																																																																																																					
		橋梁	一般国道155号始め7路線・10箇所	3,180																																																																																																																																																																																				
	災害防除	一般国道151号始め2路線・10箇所	268																																																																																																																																																																																					
緊急輸送港湾	緊急輸送港湾	耐震強化岸壁2港湾2バース408m	10,200																																																																																																																																																																																					
通信施設	通信施設	防災行政無線(移動系)1局	26																																																																																																																																																																																					
公的医療機関	非木造改築	市民病院2箇所	509																																																																																																																																																																																					
社会福祉施設	木造改築	6箇所	614																																																																																																																																																																																					
	非木造改築	7箇所	4,343																																																																																																																																																																																					
	非木造補強	15箇所	242																																																																																																																																																																																					
公立小・中学校	木造改築	13校、総面積20,792㎡	2,525																																																																																																																																																																																					
	非木造改築	25校、総面積59,436㎡	8,549																																																																																																																																																																																					
	非木造補強	355校、総面積692,753㎡	12,033																																																																																																																																																																																					
河川管理施設	河川管理施設	2河川、520m	525																																																																																																																																																																																					
海岸保全施設	農林水産省分	衣浦港海岸等700m	548																																																																																																																																																																																					
	水産庁分	一色漁港海岸等640m、水閘門15基	630																																																																																																																																																																																					
	国土交通省分	衣浦港海岸等2,343m、水閘門4基	3,538																																																																																																																																																																																					
砂防設備	砂防	12箇所	2,086																																																																																																																																																																																					
保安施設	予防治山	40箇所	1,604																																																																																																																																																																																					
	復旧治山	2箇所	31																																																																																																																																																																																					
急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地崩壊対策	8箇所	691																																																																																																																																																																																					
ため池	ため池整備	改修33箇所	1,167																																																																																																																																																																																					
	合 計		130,566																																																																																																																																																																																					
事業の種類	事業の種類	事業の規模等	事業費																																																																																																																																																																																					
避難地	避難地	公園43箇所	37,972																																																																																																																																																																																					
消防用施設	消防用施設	耐震性貯水槽、防火水槽等948施設	17,736																																																																																																																																																																																					
緊急輸送道路	改築	主要地方道豊橋鳳来線、一般国道151号、一般国道257号始め19路線・30箇所	79,791																																																																																																																																																																																					
		橋梁	一般国道155号始め8路線・50箇所	5,513																																																																																																																																																																																				
	災害防除	一般国道151号始め2路線・5箇所	152																																																																																																																																																																																					
緊急輸送港湾	緊急輸送港湾	耐震強化岸壁2港湾3バース985m	39,041																																																																																																																																																																																					
通信施設	通信施設	防災行政無線(移動系)等3局	668																																																																																																																																																																																					
公的医療機関	非木造改築	6箇所	34,122																																																																																																																																																																																					
社会福祉施設	木造改築	7箇所	737																																																																																																																																																																																					
	非木造改築	10箇所	5,551																																																																																																																																																																																					
	非木造補強	98箇所	1,531																																																																																																																																																																																					
公立小・中学校	木造改築	26校、総面積26,936㎡	3,440																																																																																																																																																																																					
	非木造改築	56校、総面積126,487㎡	19,518																																																																																																																																																																																					
	非木造補強	647校、総面積2,129,110㎡	34,354																																																																																																																																																																																					
河川管理施設	河川管理施設	2河川、2,860m	2,696																																																																																																																																																																																					
海岸保全施設	農林水産省分	衣浦港海岸等2,125m	2,530																																																																																																																																																																																					
	水産庁分	一色漁港海岸等3,080m、水閘門47基	4,406																																																																																																																																																																																					
	国土交通省分	衣浦港海岸等9,473m、水閘門57基	16,238																																																																																																																																																																																					
砂防設備	砂防	27箇所	7,189																																																																																																																																																																																					
保安施設	予防治山	120箇所	3,387																																																																																																																																																																																					
	復旧治山	2箇所	31																																																																																																																																																																																					
急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地崩壊対策	11箇所	1,620																																																																																																																																																																																					
ため池	ため池整備	改修43箇所	3,152																																																																																																																																																																																					
	合 計		321,375																																																																																																																																																																																					

頁	現 行	修 正 案																																																																																																																																																												
90	<p>第3節 第2次地震防災緊急整備事業五箇年計画 第3 第2次地震防災緊急整備事業五箇年計画(平成13～17年度)</p> <p style="text-align: right;">平成16年12月8日内閣総理大臣変更承認</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th> <th>事業の内容・規模</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>避難地</td><td>44箇所、64ha</td><td>56,599</td></tr> <tr><td>避難路</td><td>32箇所、62km</td><td>8,776</td></tr> <tr><td>消防用施設</td><td>消防自動車、防火水槽等</td><td>18,040</td></tr> <tr><td>消防活動用道路</td><td>2箇所、2km</td><td>195</td></tr> <tr><td rowspan="3">緊急輸送道路等</td><td>緊急輸送道路</td><td>374箇所、137km</td><td>72,542</td></tr> <tr><td>緊急輸送交通管制施設</td><td>24箇所</td><td>442</td></tr> <tr><td>緊急輸送港湾施設</td><td>2港湾、4バース</td><td>7,630</td></tr> <tr><td>共同溝等</td><td>53箇所、28km</td><td>12,874</td></tr> <tr><td>医療機関</td><td>6施設</td><td>9,466</td></tr> <tr><td>公立小中学校</td><td>267校</td><td>27,374</td></tr> <tr><td>公立盲学校</td><td>1校</td><td>1,988</td></tr> <tr><td>海岸・河川</td><td>海岸保全施設</td><td>17箇所、5,321m</td><td>6,552</td></tr> <tr><td rowspan="5">砂防設備等</td><td>砂防設備</td><td>16箇所</td><td>3,014</td></tr> <tr><td>保安施設</td><td>64箇所</td><td>3,136</td></tr> <tr><td>地すべり防止施設</td><td>5箇所</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>急傾斜地崩壊防止施設</td><td>29箇所</td><td>4,825</td></tr> <tr><td>ため池</td><td>69箇所</td><td>3,484</td></tr> <tr><td>地域防災拠点施設</td><td>2箇所</td><td>6,018</td></tr> <tr><td>防災行政無線</td><td>34市町村 69箇所</td><td>7,858</td></tr> <tr><td>水・自家発電設備等</td><td>11箇所</td><td>654</td></tr> <tr><td>備蓄倉庫</td><td>25箇所</td><td>640</td></tr> <tr><td>応急救護設備等</td><td>可搬式小型動力ポンプ等110基</td><td>179</td></tr> <tr><td>老朽住宅密集対策</td><td>16箇所、162ha</td><td>39,090</td></tr> <tr><td>合 計</td><td></td><td>292,376</td></tr> </tbody> </table>	事業の種類	事業の内容・規模	事業費	避難地	44箇所、64ha	56,599	避難路	32箇所、62km	8,776	消防用施設	消防自動車、防火水槽等	18,040	消防活動用道路	2箇所、2km	195	緊急輸送道路等	緊急輸送道路	374箇所、137km	72,542	緊急輸送交通管制施設	24箇所	442	緊急輸送港湾施設	2港湾、4バース	7,630	共同溝等	53箇所、28km	12,874	医療機関	6施設	9,466	公立小中学校	267校	27,374	公立盲学校	1校	1,988	海岸・河川	海岸保全施設	17箇所、5,321m	6,552	砂防設備等	砂防設備	16箇所	3,014	保安施設	64箇所	3,136	地すべり防止施設	5箇所	1,000	急傾斜地崩壊防止施設	29箇所	4,825	ため池	69箇所	3,484	地域防災拠点施設	2箇所	6,018	防災行政無線	34市町村 69箇所	7,858	水・自家発電設備等	11箇所	654	備蓄倉庫	25箇所	640	応急救護設備等	可搬式小型動力ポンプ等110基	179	老朽住宅密集対策	16箇所、162ha	39,090	合 計		292,376	<p>第3節 第2次地震防災緊急整備事業五箇年計画 第3 第2次地震防災緊急整備事業五箇年計画(平成13～17年度)</p> <p style="text-align: right;">平成18年3月30日内閣総理大臣変更承認 (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th> <th>事業の内容・規模</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>避難地</td><td>44箇所、64ha</td><td>56,599</td></tr> <tr><td>避難路</td><td>32箇所、62km</td><td>8,776</td></tr> <tr><td>消防用施設</td><td>消防自動車、防火水槽等</td><td>17,074</td></tr> <tr><td>消防活動用道路</td><td>2箇所、2km</td><td>195</td></tr> <tr><td rowspan="3">緊急輸送道路等</td><td>緊急輸送道路</td><td>359箇所、69km</td><td>67,814</td></tr> <tr><td>緊急輸送交通管制施設</td><td>24箇所</td><td>442</td></tr> <tr><td>緊急輸送港湾施設</td><td>4箇所</td><td>4,630</td></tr> <tr><td>共同溝等</td><td>53箇所、28km</td><td>12,874</td></tr> <tr><td>医療機関</td><td>6箇所</td><td>9,466</td></tr> <tr><td>公立小中学校</td><td>247校</td><td>25,588</td></tr> <tr><td>公立盲学校</td><td>1校</td><td>1,988</td></tr> <tr><td>海岸・河川</td><td>海岸保全施設</td><td>14箇所、3,741m</td><td>4,013</td></tr> <tr><td rowspan="5">砂防設備等</td><td>砂防設備</td><td>16箇所</td><td>3,014</td></tr> <tr><td>保安施設</td><td>48箇所</td><td>2,352</td></tr> <tr><td>地すべり防止施設</td><td>5箇所</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>急傾斜地崩壊防止施設</td><td>29箇所</td><td>4,825</td></tr> <tr><td>ため池</td><td>44箇所</td><td>2,801</td></tr> <tr><td>地域防災拠点施設</td><td>2箇所</td><td>6,018</td></tr> <tr><td>防災行政無線</td><td>34市町村 69箇所</td><td>7,858</td></tr> <tr><td>水・自家発電設備等</td><td>11箇所</td><td>654</td></tr> <tr><td>備蓄倉庫</td><td>25箇所</td><td>640</td></tr> <tr><td>応急救護設備等</td><td>可搬式小型動力ポンプ110組</td><td>179</td></tr> <tr><td>老朽住宅密集対策</td><td>16箇所、162ha</td><td>39,090</td></tr> <tr><td>合 計</td><td></td><td>277,890</td></tr> </tbody> </table>	事業の種類	事業の内容・規模	事業費	避難地	44箇所、64ha	56,599	避難路	32箇所、62km	8,776	消防用施設	消防自動車、防火水槽等	17,074	消防活動用道路	2箇所、2km	195	緊急輸送道路等	緊急輸送道路	359箇所、69km	67,814	緊急輸送交通管制施設	24箇所	442	緊急輸送港湾施設	4箇所	4,630	共同溝等	53箇所、28km	12,874	医療機関	6箇所	9,466	公立小中学校	247校	25,588	公立盲学校	1校	1,988	海岸・河川	海岸保全施設	14箇所、3,741m	4,013	砂防設備等	砂防設備	16箇所	3,014	保安施設	48箇所	2,352	地すべり防止施設	5箇所	1,000	急傾斜地崩壊防止施設	29箇所	4,825	ため池	44箇所	2,801	地域防災拠点施設	2箇所	6,018	防災行政無線	34市町村 69箇所	7,858	水・自家発電設備等	11箇所	654	備蓄倉庫	25箇所	640	応急救護設備等	可搬式小型動力ポンプ110組	179	老朽住宅密集対策	16箇所、162ha	39,090	合 計		277,890
事業の種類	事業の内容・規模	事業費																																																																																																																																																												
避難地	44箇所、64ha	56,599																																																																																																																																																												
避難路	32箇所、62km	8,776																																																																																																																																																												
消防用施設	消防自動車、防火水槽等	18,040																																																																																																																																																												
消防活動用道路	2箇所、2km	195																																																																																																																																																												
緊急輸送道路等	緊急輸送道路	374箇所、137km	72,542																																																																																																																																																											
	緊急輸送交通管制施設	24箇所	442																																																																																																																																																											
	緊急輸送港湾施設	2港湾、4バース	7,630																																																																																																																																																											
共同溝等	53箇所、28km	12,874																																																																																																																																																												
医療機関	6施設	9,466																																																																																																																																																												
公立小中学校	267校	27,374																																																																																																																																																												
公立盲学校	1校	1,988																																																																																																																																																												
海岸・河川	海岸保全施設	17箇所、5,321m	6,552																																																																																																																																																											
砂防設備等	砂防設備	16箇所	3,014																																																																																																																																																											
	保安施設	64箇所	3,136																																																																																																																																																											
	地すべり防止施設	5箇所	1,000																																																																																																																																																											
	急傾斜地崩壊防止施設	29箇所	4,825																																																																																																																																																											
	ため池	69箇所	3,484																																																																																																																																																											
地域防災拠点施設	2箇所	6,018																																																																																																																																																												
防災行政無線	34市町村 69箇所	7,858																																																																																																																																																												
水・自家発電設備等	11箇所	654																																																																																																																																																												
備蓄倉庫	25箇所	640																																																																																																																																																												
応急救護設備等	可搬式小型動力ポンプ等110基	179																																																																																																																																																												
老朽住宅密集対策	16箇所、162ha	39,090																																																																																																																																																												
合 計		292,376																																																																																																																																																												
事業の種類	事業の内容・規模	事業費																																																																																																																																																												
避難地	44箇所、64ha	56,599																																																																																																																																																												
避難路	32箇所、62km	8,776																																																																																																																																																												
消防用施設	消防自動車、防火水槽等	17,074																																																																																																																																																												
消防活動用道路	2箇所、2km	195																																																																																																																																																												
緊急輸送道路等	緊急輸送道路	359箇所、69km	67,814																																																																																																																																																											
	緊急輸送交通管制施設	24箇所	442																																																																																																																																																											
	緊急輸送港湾施設	4箇所	4,630																																																																																																																																																											
共同溝等	53箇所、28km	12,874																																																																																																																																																												
医療機関	6箇所	9,466																																																																																																																																																												
公立小中学校	247校	25,588																																																																																																																																																												
公立盲学校	1校	1,988																																																																																																																																																												
海岸・河川	海岸保全施設	14箇所、3,741m	4,013																																																																																																																																																											
砂防設備等	砂防設備	16箇所	3,014																																																																																																																																																											
	保安施設	48箇所	2,352																																																																																																																																																											
	地すべり防止施設	5箇所	1,000																																																																																																																																																											
	急傾斜地崩壊防止施設	29箇所	4,825																																																																																																																																																											
	ため池	44箇所	2,801																																																																																																																																																											
地域防災拠点施設	2箇所	6,018																																																																																																																																																												
防災行政無線	34市町村 69箇所	7,858																																																																																																																																																												
水・自家発電設備等	11箇所	654																																																																																																																																																												
備蓄倉庫	25箇所	640																																																																																																																																																												
応急救護設備等	可搬式小型動力ポンプ110組	179																																																																																																																																																												
老朽住宅密集対策	16箇所、162ha	39,090																																																																																																																																																												
合 計		277,890																																																																																																																																																												